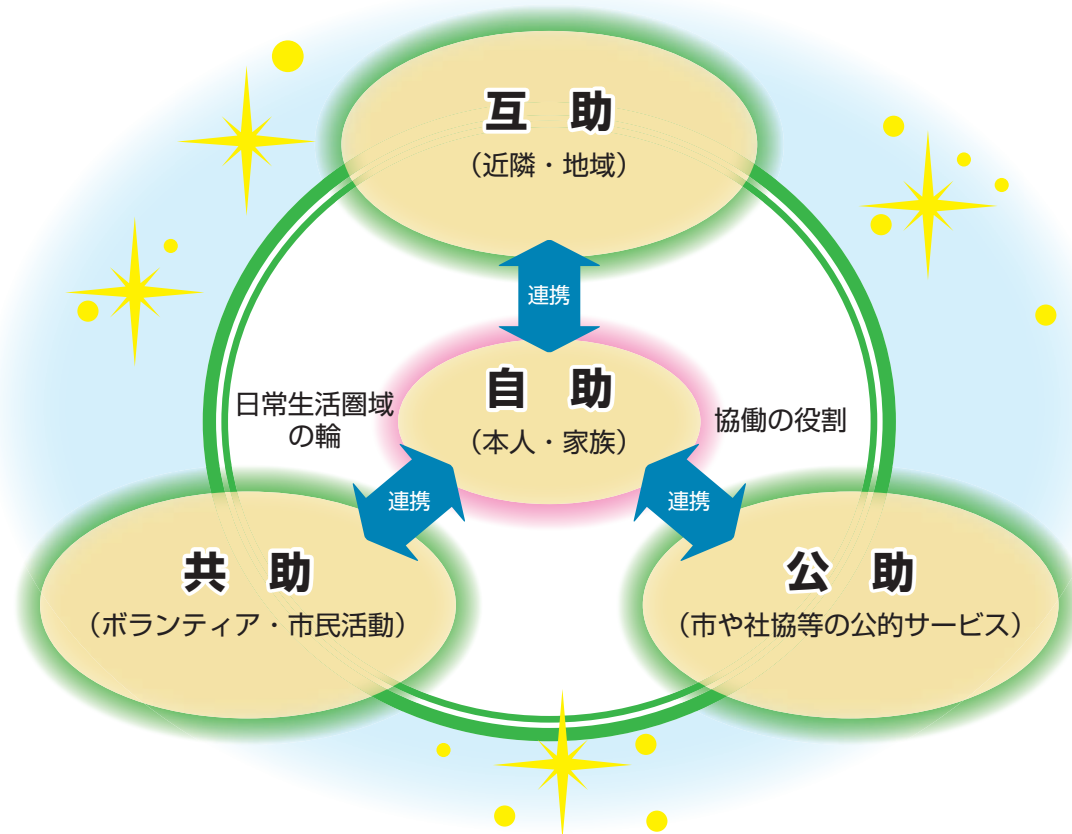


地域福祉の対象者と担い手

社会福祉法では、福祉サービスの対象者を「サービスの受け手」ではなく、「主体的な利用者」と捉えています。これは、社会福祉の対象者は、特定の人に限られたものではなく、全ての人々がサービスを利用する可能性のある立場にいたり、福祉サービスの一方的な受け手ではなく、主体的にサービスを選択・利用する立場にいたりすることを表しています。

あま市では、本人や家族でできることは自ら行う『自助（じじょ）』、本人だけで解決できないことは、近隣や地域の中で力をあわせて解決を図る『互助（ごじょ）』、ボランティアや市民活動で解決を図る『共助（きょうじょ）』、自助・互助・共助でも解決できないことは、市や社会福祉協議会等の公的サービスを活用して解決を図る『公助（こうじょ）』という形による、さまざまな人や組織、行政が連携した一体的な地域福祉を推進していきます。



あま市地域福祉計画 あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画 概要版 (平成26年度～平成30年度)

発行年月：平成26年3月
発行：あま市・社会福祉法人 あま市社会福祉協議会
企画・編集：あま市 福祉部 社会福祉課
〒490-1198 愛知県あま市甚目寺二伴田76番地
TEL: 052-444-3135(ダイヤルイン)
FAX: 052-443-3555
社会福祉法人 あま市社会福祉協議会
〒490-1104 愛知県あま市西今宿馬洗46番地
TEL: 052-443-4291(代表)
FAX: 052-443-5461

(案)

あま市地域福祉計画 あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画

(平成26年度～平成30年度)



あま市
あま市社会福祉協議会

あま市地域福祉計画

地域福祉って何だろう？

- 地域で暮らすあらゆる人が安心して生活するために、地域のつながりや支えあいを大切にしながら、皆が助けあっていくこと、それが「地域福祉」なのです。



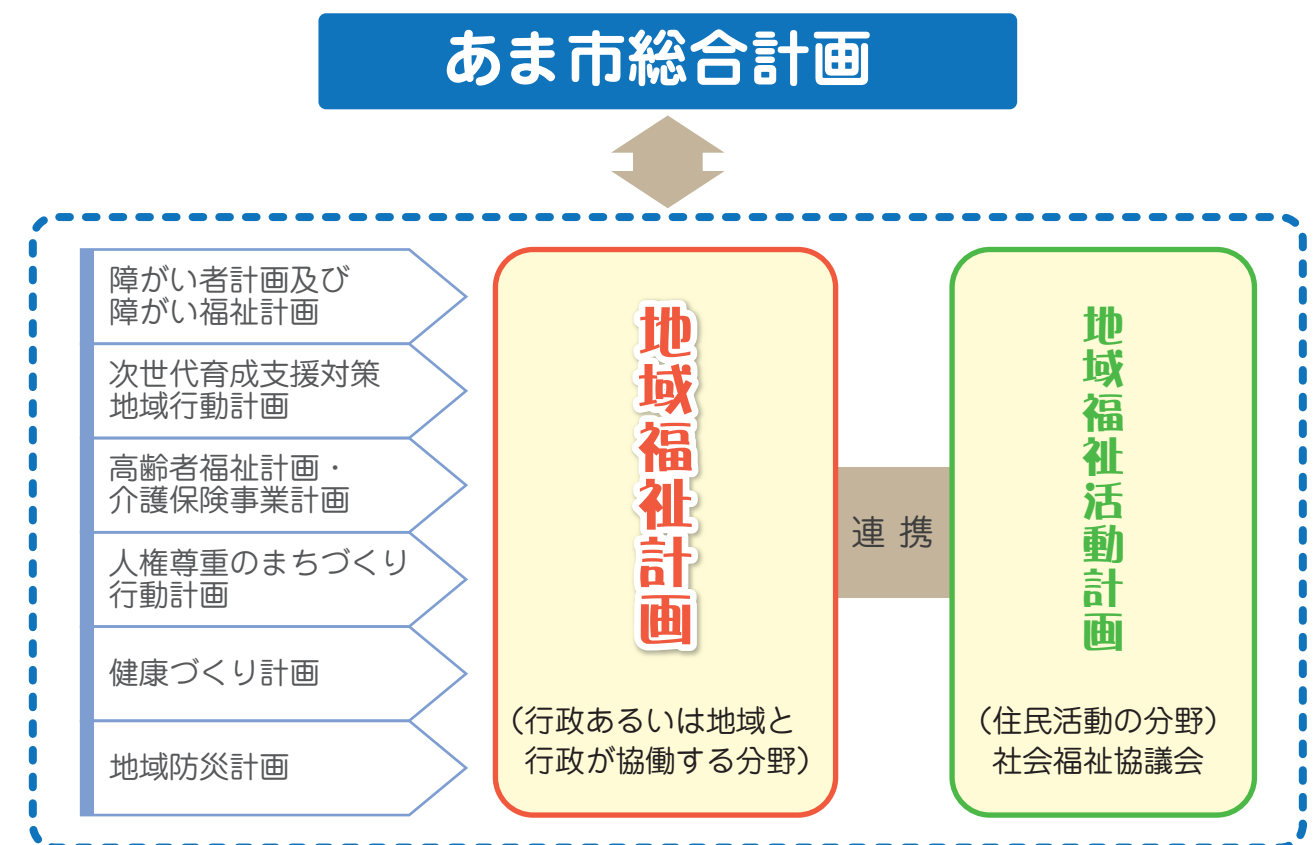
地域福祉の活動ってどんなことだろう？私にもできそうかしら…



地域福祉計画の位置付け

あま市地域福祉計画

地域福祉計画は、「あま市総合計画」を最上位計画とする部門別計画（下位計画）であり、生活関連分野のうち保健・医療・福祉に関連する個別計画と同列かつ横断的なつながりを持っています。それぞれの個別計画が持つ特徴を地域という視点で整理し、関連分野との連携によって、さらなる地域社会の課題解決に向けた体制づくりを進める位置づけとしています。



計画期間

本計画は、平成 26 年度から 30 年度までの 5 か年の計画です。

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
地域福祉計画									
			見直し期間		第2次 地域福祉計画				

基本理念



あま市では、第1次あま市総合計画（2012～2021）において、施策の大綱の一つとして、「市民力を活用した多様な福祉サービスを提供するまちをつくる」と定め、地域福祉活動の促進による共助型の地域福祉社会づくりを推進しています。

従って、あま市地域福祉計画では、総合計画における施策の大綱に基づき、基本理念、基本目標を定め、計画を推進していきます。

策定体制

地域福祉の実態を把握するため、以下の取組を行いました。

- 一般市民アンケート調査
- 団体アンケート調査
- 団体ヒアリング調査
- ホームページによる意見募集
- 地域懇談会
- パブリック・コメント

地域福祉を推進するために
こんなことが求められています

情報提供の充実や
相談の場づくり

地域福祉を担う
人材の育成

住民同士の
助けあいの
意識を向上

学習機会の提供

あま市地域福祉計画では…

地域福祉に関する相談・情報提供



福祉体験や講座の開催



地域活動の支援



基本目標と具体的な取組

基本目標 1 互いに支え合うきずなづくり

基本方針1 市民だれもがふれあえる場をつくります

近年の社会情勢やライフスタイルの変化などから、市民同士の交流が少なくなっています。また、高齢化の進展に伴い、買い物や通院などに関わる問題を自分で解決することができず、住み慣れた地域で生活が続けることが困難な状況も生まれています。市民同士の交流を図り、地域福祉を進めていくためにも、地域の誰もがふれあえる場を設けていくことが必要と考えます。

市民の取組み

- ・自分からあいさつします。
- ・地域の集まりに参加します。

地域・関係団体の取組み

- ・行事の計画を立て、老人クラブや子ども会との交流を図ります。
- ・市民へ声かけをして、行事などへの参加を促します。

行政の取組み

- ・各種団体、小中学校、地域の行事などを通じ、地域の高齢者や障がいのある人との交流を図ります。
- ・高齢者や障がいのある人のニーズに合わせた、集える場の整備に努めます。

基本方針2 地域コミュニティの形成・強化を支援します

今後も高齢化が進み、高齢者のみの世帯、ひとり暮らし高齢者世帯の増加に伴う高齢者の孤立や、周囲に相談できず一人で子育てしている親の孤立などが懸念されるため、どのような生活環境にあっても、市民同士の地域との交流の場を増やし、つながりを維持できるようにしていくことが必要です。

市民の取組み

- ・自治会・町内会や子ども会などへの加入に努めます。
- ・地域活動や行事への参加に努めます。

地域・関係団体の取組み

- ・若い人が地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- ・気軽に集える場の提供に努めます。

行政の取組み

- ・若い人が地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- ・気軽に集える場の提供に努めます。

基本方針3 ボランティア活動を推進します

地域福祉活動を進めるにあたり、ボランティア活動者との協力・連携が不可欠です。大規模災害時など有事の際のボランティア活動はもちろんのこと、普段からボランティア活動への参加を促すことが重要です。そうすることで、有事の際の連携や助け合いをよりスムーズに行うことができます。

市民の取組み

- ・ボランティア活動内容の認識を深めます。
- ・興味、関心のあるボランティア活動への参加に努めます。

地域・関係団体の取組み

- ・ボランティア活動の情報の周知に努めます。
- ・行政と連携し、協力します。

行政の取組み

- ・社協との連携を強化し、ボランティア情報の共有化に努めます。

基本目標と具体的な取組

基本目標 2 地域力を高めるためのしくみづくり

基本方針1 地域福祉意識の醸成と、人材の育成を支援します

少子高齢化を背景に、地域福祉に関わる人の高齢化や新たな人材が減少することが予想されます。福祉教育や講座の開催などを行うことで、地域福祉に関する意識の高揚を図り、地域福祉に関わる人材を増やしていくことが重要です。

市民の取り組み	地域・関係団体の取り組み	行政の取り組み
・高齢者や障がいのある人への理解を深めます。 ・興味のある福祉教育や講座に参加します。	・福祉教育や講座の情報の周知に努めます。 ・ニーズの高い福祉教育や講座の開催に努めます。	・地域における学習機会を提供し、生活文化の振興や社会福祉の増進に努めます。 ・海部東部障害者総合支援協議会との連携を図り、研修会などで障がいのある人への理解を促します。

基本方針2 地域福祉活動の推進を図ります

地域福祉活動の推進を図るため、市民や各種団体などとの協働・連携を進め、地域福祉活動に関する相談支援体制を充実させ、地域福祉活動をあらゆる面からサポートしていきます。

市民の取り組み	地域・関係団体の取り組み	行政の取り組み
・地域の問題に対して、自治会・町内会や行政と連携しながら解決に努めます。	・地域の問題に対して、住民や行政と連携しながら解決に努めます。	・関係機関と連携し、地域福祉に関する講座の開催に努めます。 ・市民協働による地域福祉の推進を図るための組織づくりに努めます。

基本方針3 市民に必要な情報の提供に努めます

市民同士や市民と行政で情報を共有することが大切です。さまざまな情報があふれている中、適切な伝達方法により必要な情報を届けることが求められます。

市民の取り組み	地域・関係団体の取り組み	行政の取り組み
・広報紙などに目を通します。 ・テレビ、ラジオ、ホームページなど、災害時の情報源を複数持つことに努めます。 ・近隣の人との情報交換に努めます。	・広報紙などへの情報を分かりやすくするように努めます。 ・複数の媒体による情報の周知に努めます。	・広報紙、ラジオ、市ホームページなどを通して、地域福祉に関する情報の周知を図ります。 ・相談窓口の周知を図り、市民が必要な場合に相談・情報の取得ができる体制の整備に努めます。

基本目標 3 いつまでも安心して暮らせるまちづくり

基本方針1 健やかな子どもの成長と安心して子育てができる環境を推進します

子育てや青少年健全育成への支援を通じ、健やかな成長を目指すことが重要です。また、さまざまな事情から保護が必要な児童に関しても支援が求められています。

市民の取り組み	地域・関係団体の取り組み	行政の取り組み
・子どもや子育て世帯への見守りに努めます。	・登下校時のパトロールなど、子どもを見守るための対応に努めます。 ・子ども同士や世代間で交流ができる場や機会の提供に努めます。	・子育て中の親子、子ども同士、親同士が気軽に交流できるよう、場の整備に努めます。 ・子育て支援に関わっている団体と連携し、地域における子育て支援に努めます。

基本方針2 高齢者・障がいのある人など、誰もが地域で安心して暮らせる環境を推進します

市民の誰もが地域で安心して暮らしていくことができ、また、社会参加などを通じて生きがいを持ちながら、充実した日々を送ることができるよう取り組んでいきます。

市民の取り組み	地域・関係団体の取り組み	行政の取り組み
・高齢者や障がいのある人について理解を深めます。	・高齢者や障がいのある人と交流できる場や機会の提供に努めます。	・高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を、地域福祉活動やボランティア、講習会や研修会などを通じ、地域に還元できる支援を検討します。 ・出前講座や市民講師の情報周知など、生きがいを見つける場や機会の提供に努めます。

基本方針3 こころとからだの健康づくりを推進します

生活習慣の改善など、からだの健康づくりだけでなく、ストレスや悩みごとなどこころの健康にも配慮した健康づくりを進めていくことが重要です。

市民の取り組み	地域・関係団体の取り組み	行政の取り組み
・不安や悩みをひとりで抱え込まないように、相談員などへ相談します。	・市民へ声をかけをし、不安や悩みなどの解決に努めます。 ・解決できない相談には、専門機関の紹介などの対応に努めます。	・担当部署のみで対応できない場合は、専門機関などと連携を図ります。

基本方針4 安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します

大規模災害に限らず普段から防犯や防災に対する意識の向上、また、大規模災害などの緊急時の支援体制の構築が求められています。

市民の取り組み	地域・関係団体の取り組み	行政の取り組み
・防犯や防災に対する意識を高めます。 ・地域の防犯や防災体制の構築に協力します。	・防犯や防災に対する情報の周知に努めます。	・緊急時の情報の入手ができる体制づくりに努めます。 ・高齢者や障がいのある人など、災害時に支援を必要とする人を把握し、地域との情報共有を図ります。

社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、都道府県・市区町村に設置され、地域住民、ボランティア、福祉NPO、民生委員児童委員、福祉・保健など関係機関・団体、行政機関の参加を得て活動を進め、社会福祉法にも規定されている公益的、自主的な組織であり、地域福祉の推進を目的としています。

活動計画について

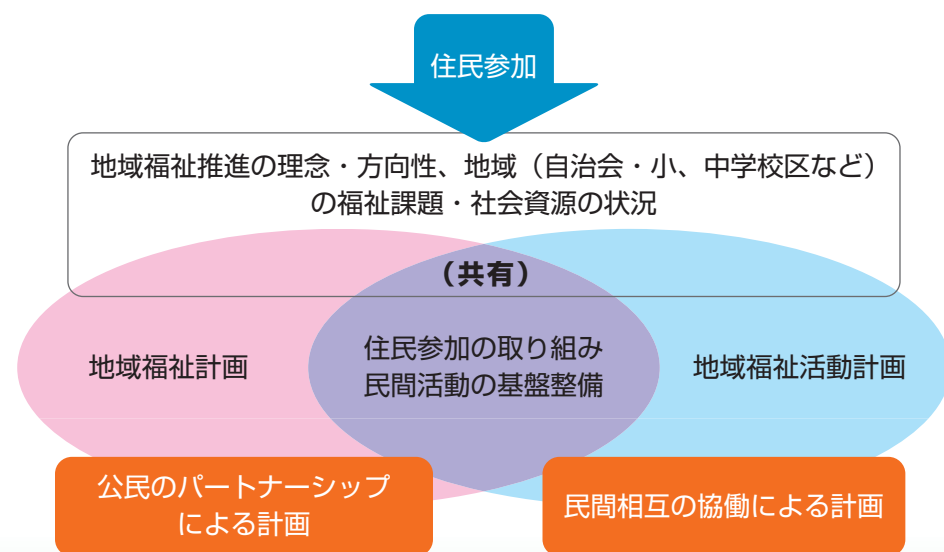
住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や社会福祉に関わる様々な組織・団体と連携をとりながら活動を進めるとともに民間性を発揮した福祉サービスの企画と実施に努めています。「地域の課題解決はみんなの力（地域力）を合わせて進めていくことが求められ、そのためには課題把握、解決方法の企画立案、社会資源の組織化などの活動を計画的・体系的に行っていく必要がある」という考え方から、次第に各社会福祉協議会で地域福祉活動計画の策定が行われるようになってきました。

活動計画の目的と期間

本活動計画は、地域福祉推進の実効性を高めるため、「地域福祉計画」と一体的に策定します。「地域福祉計画」は、あま市が策定する計画で、地域や福祉のあり方を示す理念的な計画であり、個別の福祉計画の最上位計画です。

これに対し、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定する計画で、「地域福祉計画」における基本理念、基本目標に基づいて、具体的な取り組みや事業を示す計画です。

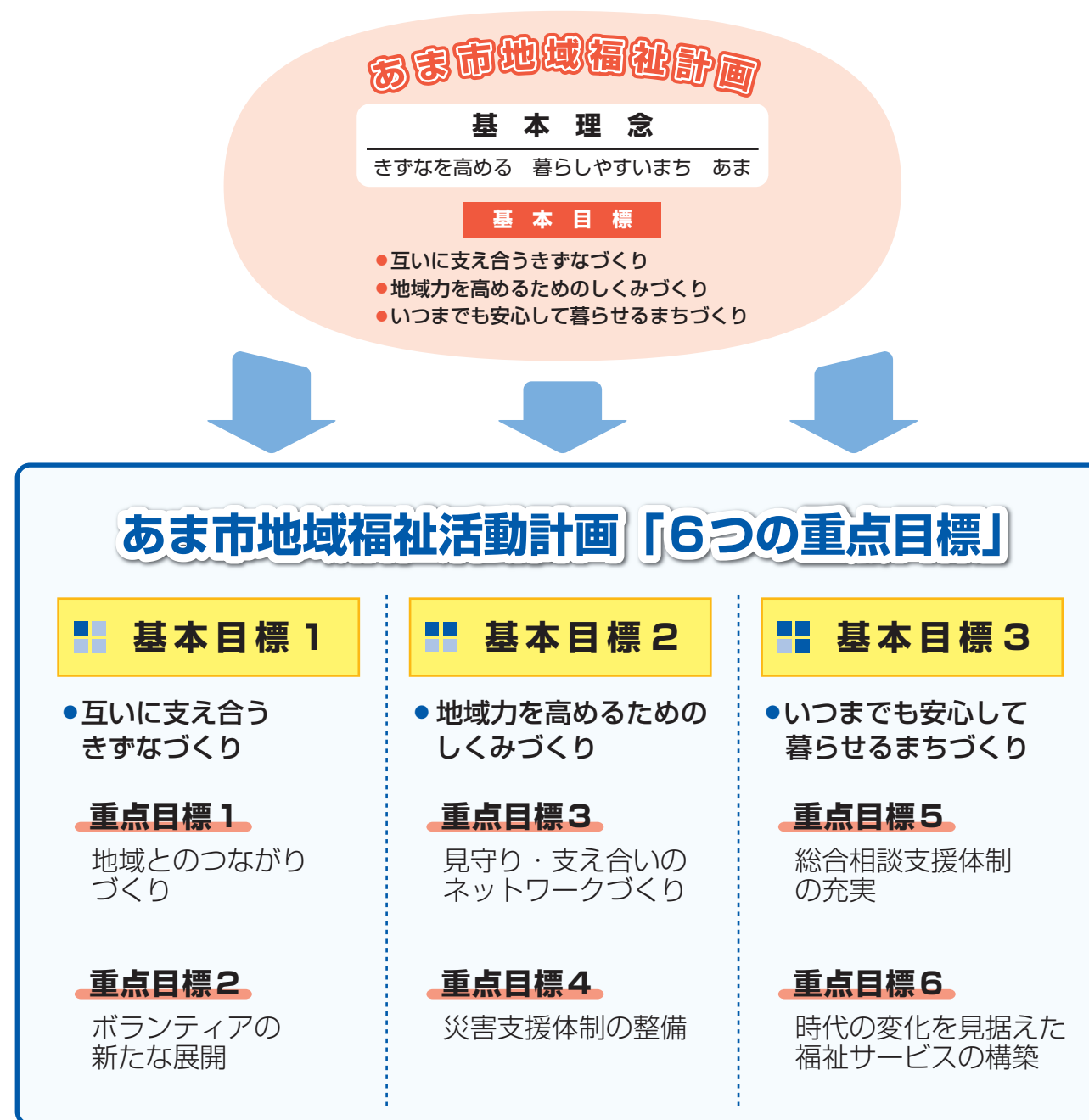
本活動計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5か年となります。計画策定後は、進捗状況などを継続して点検・評価・分析し、必要な見直しを行っていくものとします。



資料：市町村社協地域福祉活動推進計画より一部抜粋

活動計画の策定体系

本活動計画では、「地域福祉計画」が示す基本理念と3つの基本目標に基づき事業を展開していきます。具体的にどのように取り組んでいくのかを分かりやすくするため、6つの重点目標を示し、「地域福祉計画」に掲げた基本目標と相互に関連を持たせながら展開します。



重点的な取り組み(重点目標)

重点目標1 地域とのつながりづくり

地域の福祉課題に対し、住民はそれぞれの立場で様々な活動に取り組んでいますが、お互いの情報や活動内容、福祉課題を共有する場がない状況です。

今後の地域とのつながりづくりをより充実させる方策として、福祉課題の洗い出しと課題（ニーズ）の共有、解決策の検討及び学習等を行う場の設置を考えます。地域の問題は地域で解決できるよう「地域力」を高め、地域住民との関係性の構築を図ることが必要と思われます。

- 地域交流サロンの開催

重点目標2 ボランティアの新たな展開

ボランティア活動は欠かせない地域資源です。現在もあま市内において、数多くのボランティアが活動を行っています。今後も多様化する地域課題に対し、必要なボランティアを育成し新たなボランティア活動の展開を行います。

- ボランティア活動の活性化
- ボランティア活動の調整役
- 住民参加型による福祉サービスの育成・支援



重点目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり

見守り・支え合いのネットワークの推進が地域にとって大きな課題となります。現在あま市では、民生委員・児童委員、老人クラブ会員、個人ボランティアが地域の見守り活動の中心となっています。

「見守り・支え合いネットワーク」を拡充し、小地域（自治会など）での「いきいき・ふれあいサロン」を立ち上げ、虐待等の防止や災害時に要援護者へ支援ができる体制の整備を進めていくことが必要です。

- 支え合いネットワーク事業
- ふれあい・いきいきサロン事業



重点目標4 災害支援体制の整備

災害時における住民相互の助け合いの大切さを東日本大震災では再認識させられましたが、この地域でも「南海トラフ地震」による大規模な被害想定がされており、これまで以上に充実した支援体制の整備が必要と思われます。また、災害時の要援護者への対応と併せ、身近な地域での支援体制の強化を推進していきます。

- 地域での災害救援訓練の実施
- 支援者の育成
- 支援体制の充実・整備

重点目標5 総合相談支援体制の充実

住民の身近な相談機関である社協は、多様化する相談内容に対応すべく、より充実した相談支援の実現に向けて体制整備を図ります。

- 障害相談支援体制の充実
- 総合相談支援員
（コミュニティソーシャルワーカー）
の支援体制の確立
- 貸付制度への対応



重点目標6 時代の変化を見据えた福祉サービスの構築

超少子高齢社会を迎え、社会・経済情勢の変化等の諸課題に対する適切な対応とともに、東日本大震災による未曾有の被害を契機に、地域社会における家族や住民同士の「絆」を深め、「新たな福祉社会の創造」を目指した活動が求められています。

- 地域で暮らし続けることを支える地域福祉の推進
- 成年後見制度本来の担い手としての市民後見人の養成
- 住民、社会福祉協議会、専門職、行政等による重層的な権利擁護体制の構築